第百一条第一項	第六十一条	第六十五条の十六において準用する令第六十一条
第百一条第二項	第六十一条	第六十五条の十六において準用する令第六十一条
	第六十三条第一項	第六十五条の十六において準用する令第六十三条第一項
	地方厚生局長等	厚生労働大臣
第百二条	事業主等（事業主の死亡により規約型企業年金が終了する場合にあっては、その相続人）	連合会
	地方厚生局長等	厚生労働大臣
第百三条	第六十三条第一項	第六十五条の十六において準用する令第六十三条第一項
	地方厚生局長等	厚生労働大臣
第百十条第三項	及び業務経理	、支払保証経理、福祉事業経理、共済経理及び業務経理
第百十条第四項	業務経理	支払保証経理は法第九十一条の十八第四項第一号に規定する事業に関する取引を経理するものとし、福祉事業経理は同条第五項に規定する業務に関する取引を経理するものとし、共済経理は会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引を経理するものとし、業務経理
第百十条第六項	おいては、資産勘定、負債勘定、基本金勘定、費用勘定及び収益勘定を設けて取引を経理するものとする	における勘定区分及び勘定科目は、厚生労働大臣が定めるところによる
第百十一条第一項	ときは	額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るとき
	業務経理	福祉事業経理又は業務経理
第百十二条第三項	財政再計算の計算基準日において別途積立金がある場合にあっては、	別途積立金は、前項の規定により取り崩すほか、厚生労働大臣の定めるところにより
	できる	できる。この場合において、別途積立金の取り崩しの処分を示した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない
第百十四条	第七十条	第六十五条の十六において準用する令第七十条
第百十五条	第七十一条ただし書	第六十五条の十六において準用する令第七十一条ただし書

第百四条の九を削り、第八章の二中第百四条の八を第百四条の二十一とし、同条の次に次の五条を加える。

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百四条の二十二　法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　積立金の額（第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあっては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）

三　第百四条の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は第百四条の十八第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間（次条第一項第三号において「算定基礎期間等」という。）

2　法第九十一条の二十六第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一　資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二　令第六十五条の二十一の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間（積立金の確定拠出年金への移換の申出等）

第百四条の二十三　法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　積立金の額

三　算定基礎期間等の開始日及び終了日

2　法第九十一条の二十七第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一　企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二　確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に算入される期間（連合会から移換する積立金の額）

第百四条の二十四　連合会が法第九十一条の二十六第二項又は第九十一条の二十七第二項の規定により資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一　連合会の規約で定める方法により計算した額

二　連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。）（脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法）

第百四条の二十五　令第六十五条の二十一の規定により、同条に規定する期間（以下この条において「算定基礎期間等」という。）を当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一　確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、当該算定基礎期間等とすること。